

## 基本政策部会設置要綱

平成13年3月15日  
第1回国土審議会決定

### (設置)

- 1 国土審議会令(平成12年政令第298号)第3条第1項の規定に基づき、国土審議会(以下「審議会」という。)に基本政策部会(以下「部会」という。)を置く。

### (任務)

- 2 部会は、次に掲げる事項について最近の経済社会情勢の変化を踏まえつつ調査審議し、その結果を審議会に報告する。
  - 一 全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」(平成10年3月31日閣議決定)の推進状況及び課題に関する事項
  - 二 新たな国土計画体系のあり方に関する事項

### (庶務)

- 3 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

### (雑則)

- 4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### (附則)

この要綱は平成13年3月15日から施行する。

